

強者の戦略

【はじめに】

第1回は「倫理、政治・経済」からの出題でしたが、受験生のみなさん、いかがだったでしょう。

今回は「集団的自衛権」に関する問題でしたが、政府与党は通常国会を大幅に延長し、安保法制を成立させる方向で動いています。しかし、各紙の世論調査では反対が上回っており、内閣支持率も下がっています。

話は変わりますが、W杯サッカー女子の日本代表が、2年連続決勝進出を決めました。準決勝では長身選手が多いイングランドに苦戦しましたが、最後はオウンゴールで何とか勝ちました。決勝の相手はアメリカです。事実上の決勝と言われた準決勝では、ドイツを2-0で破り、決勝に進出してきました。ここまできたら、日本代表が優勝することを、心から祈っています。

話が逸れてしまいましたので、元に戻します。集団的自衛権の行使については、近年の中国の海洋進出が背景にあります。尖閣諸島はもちろんのこと、最近では、東シナ海の南沙（スプラトリー）諸島も領海内に存在していると主張し、実効支配に向けて埋め立てを行っています。これにはアメリカ政府も、これ以上の中国の領海拡大は許さないという態度を示しています。今後、アメリカ軍が介入する可能性もあるので、早急に集団的自衛権の行使を可能にしたいということです。

それでは、解答・解説へといきます。

【解答例】

問1 湾岸戦争において、日本は憲法9条2項の交戦権の否認があるため、自衛隊が戦争に参加できないとして、クウェートに多額の援助を行った。これに対し、アメリカなどから国際貢献のあり方が問われ、国連平和維持活動（PKO）への参加を可能にする国連平和維持活動（PKO）協力法を成立させた。この法律の下、ペルシャ湾の機雷除去を目的として海上自衛隊の掃海艇を派遣、自衛隊の海外派遣

を実現させ、現在に至っている。（196字）

問2 国連軍の結成には、安全保障理事会の常任理事国5か国を含む、9理事国以上の賛成が必要である。しかし、冷戦時代はアメリカと旧ソ連が対立していたため、互いに拒否権を行使して、国連軍の結成はなかった。また、冷戦終結後においても、アメリカとロシア、中国の同盟国あるいは友好国が異なることから、拒否権の行使により国連軍が結成されていない。例えば、湾岸戦争における多国籍軍は、国連軍が拒否されたためである。（196字）

【解説】

1. 集団的自衛権の行使の新三要件

2014年7月の閣議決定における集団的自衛権行使の新三要件は、「我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」、「これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと」、「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」です。

問題は、集団的自衛権行使の地理的範囲です。政府見解では、必ずしもわが国の領土、領海、領空に限らないとしています。個々の状況によって異なるので、一概には言えないとしています。ここが曖昧で、世界中に派遣できるのではないかと不安があります。しかし、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣する海外派兵は、一般の自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上許されないとしています。そうすると、集団的自衛権ではなく、個別的自衛権の行使にあたるので、現行法を改正すればよいという意見もあります。

2. 交戦権

交戦権については、戦いを交える権利という意味

強者の戦略

ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷と破壊、相手国の領土の占領などの権能を含むものとし、わが国が自衛権の行使として相手国兵力の殺傷と破壊を行う場合、外見上は同じ殺傷と破壊であっても、それは交戦権の行使とは別の観念のものとしています。ただし、相手国の領土の占領などは、自衛のための必要最小限度を超えるものと考えられるので、認められないとしています。つまりは、相手国の領土を占領しない交戦権の行使はできるという見方ができます。そうであれば、インド洋や大西洋は領土ではないから、交戦権が行使できるとも言えます。

こうしたことが曖昧のまま、安保法制が成立すれば、自衛隊員自身が一番不安に思うでしょう。